

総合セキュリティ対策会議（平成 19 年度）の概要

1 経緯

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するためには、産業界等との連携が不可欠であることから、平成 13 年度に「総合セキュリティ対策会議」を設置し、有識者等により、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について検討を行ってきている。

13 年度は連携の在り方の全体像を議論し、14 年度は「ハイテク犯罪等に係る被害状況の調査」を基に情報セキュリティ対策の実態把握に努め、15 年度は「官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方」について、16 年度は「インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方」について、17 年度は「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方」について検討した。

また、18 年度は、インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対処するために平成 18 年 6 月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方」について検討を行うとともに、不特定の者が利用することができるインターネットカフェ等を利用して犯罪等が行われた場合、匿名性により被疑者等の特定が困難となる問題等を取り上げ対策等について検討を行った。

2 本年度の予定

(1) テーマ

ア 報告案件（随時）

- ・ インターネット・ホットラインセンターの運用状況
- ・ サイバー犯罪統計

イ 検討課題

「Winny 等ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害問題等について」当初予定していた「インターネットにおける個人認証制度の実態等について」は次年度以降の検討テーマとする。

(2) 進め方

6 回程度（第 1 回：7 月、第 2 回：9 月、第 3 回：10 月、第 4 回：11 月、第 5 回：19 年 1 月、（予備：19 年 2 月）第 6 回：19 年 3 月（目安））会議を開催する。

進行状況によっては、会議回数、検討課題等の調整を行う。

(3) 成果物

会議における議論等を基に、報告書としてとりまとめるとともに、これを踏まえた広報啓発を実施する。また、会議結果（要旨）は、随時当庁のホームページに掲載する。